185	削除
［186～196　略］	
197	削除
［198～214　略］	
215	削除
［216～392　略］	

［2～4　略］

185	(1)　東京都北区西が丘３－６－６　(123.80) (2)　東京都北区中十条４－１－４　(47.00)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度46分00秒東経139度43分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［186～196　同左］		
197	(1)　新潟県柏崎市鏡町10番地10　(52.70) (2)　新潟県柏崎市大字上条字前川原383番地１　(54.60)	北緯37度22分05秒東経138度33分30秒の地点と北緯37度21分29秒東経138度33分37秒の地点を結ぶ直線及び北緯37度20分10秒東経138度33分52秒の地点と北緯37度20分03秒東経138度33分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［198～214　同左］		
215	(1)　長野県松本市高宮東６番１号　(664.90) (2)　長野県安曇野市豊科4800番地　(572.70)	北緯36度12分57秒東経137度57分40秒の地点と北緯36度14分56秒東経137度56分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［216～392　同左］		

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十三　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～38　略］		
39	削除	
［40～50　略］		

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～38　同左］		
39	(1)　栃木県日光市大室字東原1966－１　(341.30) (2)　栃木県日光市塩野室町字藤沢境932－１　(291.10)	北緯36度43分25秒東経139度45分52秒の地点と北緯36度43分27秒東経139度46分00秒の地点を結ぶ直線、北緯36度43分34秒東経139度46分27秒の地点と北緯36度43分36秒東経139度46分36秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度43分39秒東経139度46分52秒の地点と北緯36度43分50秒東経139度47分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［40～50　同左］		